

ちよだ 企業ボランティア連絡会

3

NET

NECネットエスアイ株式会社
NECネットエスアイ・サービス株式会社
ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社
カルビー株式会社
プロロジス
岡谷鋼機株式会社
株式会社バスクリン
株式会社セールスフォース・ジャパン
向井建設株式会社
株式会社あおぞら銀行
株式会社明星電気商会
Celonis 株式会社
株式会社久原醤油
株式会社パソナグループ
レノボ・ジャパン合同会社
インフォーマ マーケッツジャパン株式会社
テクノブレイブ株式会社

事務局：ちよだボランティアセンター
(令和7年7月 現在)

ちよだ企業ボランティア連絡会では、千代田区内の企業とその社員が、地域社会の一員としてより豊かな潤いある地域社会をつくることを目的に、協働して地域貢献活動に取り組んでいます。

【年間活動予定】

- 一番町特別養護老人ホーム利用者との散策会（4月）
- びかいちえんにち（7月～8月）
- 福祉まつり（10月）
- サンタクロースボランティア（12月）
- 学習会（2月）
- 定例会（協働企画の協議や情報交換など）[年4回開催]



(サンタクロースボランティア)



【お問い合わせ】社会福祉法人 千代田区社会福祉協議会 ちよだボランティアセンター

〒102-0074 千代田区九段南1-6-10 かがやきプラザ4階

TEL 03-3265-1901 (直通: 03-6265-6522)

FAX 03-3265-1902

E-mail volunteer@chiyoda-cosw.jp URL <http://www.chiyoda-vc.com>

ちよだ企業ボランティア連絡会 趣意書

平成28年4月1日

【会の名称】

この会の名称は「ちよだ企業ボランティア連絡会」と称する。

【ちよだ企業ボランティア連絡会の目的】

この会は、千代田区に本社或いは事業所を持つ企業とその社員が千代田区民（企業市民）としての自覚をもち、営利活動とは別に地域社会の一員として、「良き市民」たるべく社会的活動に自発的に参画し、地域社会と連携した各種社会貢献活動を通じて、より豊かな潤いある地域社会を目指すことを目的とする。

【ちよだ企業ボランティア連絡会の事業】

この会は、次の事業を行うこととする。

1. 地域の特性を尊重し、地域社会のニーズを把握したプログラムの企画立案
2. 地域社会で展開されるボランティア活動のバックアップ
3. ボランティア活動推進のための企業間、あるいは関係団体との情報交換・交流
4. 各企業の社員の千代田区内でのボランティア活動の機会の提供
5. 上記事業を行うにあたって、会として主体的に取り組む主催・共催事業をはじめ、複数の会員企業によるワーキンググループの事業や他団体の活動に協力する事業を行うことができる。

【ちよだ企業ボランティア連絡会の運営】

1. この会は年に4回ちよだボランティアセンターの招集のもと、定例会議を開催し、情報交換や各種社会貢献活動等について意見交換や企画・運営を行う。ただし、イベント等が企画・開催される場合には、その準備会・反省会等の会議を必要に応じて開催する。
2. 各種社会貢献活動等この会の活動は、会員企業とその社員の自主性を尊重し、全会員企業の参加を義務付けるものではない。
3. この会の事務局は東京都千代田区九段南1-6-10、社会福祉法人千代田区社会福祉協議会ちよだボランティアセンター内に置き、この会の運営はちよだボランティアセンターと会員企業が協力して執り行うこととする。
4. この会で行う主催・共催事業やワーキンググループには幹事企業および主幹事企業を置くことができる。
5. 連絡会の目的に従って会員企業と協力し、同程度の活動を行うことができる団体を協力団体とすることができる。
6. 定例会議や各種社会貢献活動には必要に応じて、会員以外の企業や各種団体を参加させることができるものとする。

【ちよだ企業ボランティア連絡会の入退会】

1. この会の会員企業は、千代田区内に本社又は事業所を置く企業が、会の趣旨に賛同し、入会申込みを行ない、会の承認を受けて会員となる。
2. 入会は会員企業の過半数の賛成をもって承認する。
3. 会の趣旨に反する活動が認められた場合は会員企業の3分の2の賛同をもって退会させることができる。
4. 定例会議で入退会等の承認作業が必要になる場合は当該会議を欠席する企業の意思を事前に確認し、賛否に加えるものとする。
5. 協力団体の認定は、上記会員企業の入退会基準と同様とする。

【ちよだ企業ボランティア連絡会の会計】

1. この会の定期的な運営に係る費用が発生する場合は、前もって協議するものとする。
2. ちよだ企業ボランティア連絡会が企画する事業の費用については、その都度参加企業および協力団体において協議のうえ精算するものとする。